

別紙 3

(協定第 6 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	20百万円
---------	-------